

香川地域森林計画の樹立について

1 計画樹立の趣旨等

- (1) 根 拠 森林法第5条第1項
- (2) 目 的 県の森林関連施策の方向を示す。
地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標を示す。
市町村森林整備計画の指針
- (3) 計画の位置づけ 全国森林計画に即して樹立し、市町村森林整備計画の指針となる。
伐採・造林・林道・保安林の整備の目標計画量を示す。
- (4) 計画の期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日(10年間)
(5年ごとに立てる10年計画)

【参考：森林計画制度の体系】

2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の約47%を占める森林は、水源の涵(かん)養や山地災害防止などの機能をはじめ、二酸化炭素の吸収源のほか、木材生産など、多面的機能を有していることから、その機能を維持するため、多様な森林の整備を推進することが重要である。

また、本県の森林では、昭和40年代から50年代にかけて、松くい虫被害跡地に植栽したヒノキが木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えていることから、間伐材の搬出などにより木材利用を推進することが必要である。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指すこととする。

これに向け、森林の現況、立地条件、県民のニーズ等を踏まえつつ、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めることとする。

さらに、森林施業の集約化の促進や高性能林業機械の導入、路網の整備などにより搬出間伐を促進するとともに、林業の担い手の育成・確保、県産木材の利用促進を図ることとする。

3 計画の概要

(1) 計画区域面積

単位：ha

区 分	次期計画案	現行計画	増減
地域森林計画対象民有林面積	79,421	79,394	27

(2) 立木の伐採計画量

立木の伐採については、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林の土地の保全、水源涵(かん)養、自然環境の保全等に配慮することを前提とし、森林資源の構成状況、将来の齢級構成、林道の整備状況、既往の伐採実績等を考慮して計画する。

単位：千m³

区 分		次期計画案	現行計画	増 減
主伐材積	針葉樹	120	110	10
	広葉樹	30	30	0
	小計	150	140	10
間伐材積	針葉樹	120	120	0
合計		270	260	10

(3) 間伐面積

単位：ha

区 分	次期計画案	現行計画	増 減
間伐面積	2,300	2,300	0

(4) 造林の計画量

造林については、森林の多面的機能の持続的な発揮を前提として、伐採跡地等の的確な更新を図り、長伐期施業や育成複層林施業の導入、人為と天然力を組み合わせた多様な森林づくりを推進する。また、間伐をはじめ保育については、適期の施業を積極的に推進し、健全な森林機能の維持増進を図る。

単位：ha

区 分	次期計画案	現行計画	増 減
人工造林面積	1,330	1,150	180
天然更新面積	110	110	0

(5) 林道の計画量

林道の整備・拡充等については、森林施業の効率化のみならず、森林の多面的な機能の持続的な発揮や森林資源の充実及び中山間地域の振興を図るうえからも重要であることから、市町の意向等を十分に考慮し、早期に開設する必要がある路線について計画するとともに、利便性の向上等が必要な既設林道について改良及び舗装を併せて計画する。

区 分	次期計画案	現行計画	増 減
開設延長 (km)	28.6	29.6	▲1.0
改良箇所 (箇所)	101	111	▲10
舗装延長 (km)	20.5	25.2	▲4.7

(6) 保安林・保安施設に関する事項

保安林については、森林の持つ水源涵(かん)養機能や保健休養機能・生活環境保全機能に対する社会的要請の増大に対処するため、保安林の配備状況等を踏まえ、水源かん養保安林、保健保安林を計画的に指定するとともに、機能が低下し放置しがたい森林について、民生安定上からも治山事業の施行等による機能回復を図るため、土砂流出防備保安林の指定を計画する。

また、保安林の効率的な森林整備を図るため間伐率等の指定施業要件を変更する。

治山事業については、山地に起因する災害の防止や水源地域の機能強化のため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備や溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、自然条件等に応じて組み合わせ計画的に推進する。

区 分	次期計画案	現行計画	増 減
保安林計画期末面積 (ha)	19,800	19,600	200
保安林指定面積 (ha)	330	270	60
指定施業要件整備面積 (ha)	4,670	5,220	▲550
保安施設地区指定面積 (ha)	18	18	0
治山事業施行地区数 (地区)	180	180	0

保安林計画期末面積は累計面積を示し、指定施業要件整備面積は延べ面積を示す。

森林計画制度の体系

< 政府 >

森林・林業基本計画
森林・林業基本法第11条
長期的かつ総合的な政策の方向・目標

即して

< 農林水産大臣 >

全国森林計画
森林法第4条（5年ごと15年計画）
国の森林整備及び保全の方向 地域森林計画等の指針

即して

（民有林）

< 都道府県知事 >

（国有林）

< 森林管理局長 >

地域森林計画	地域別の森林計画
森林法第5条（5年ごと10年計画）	森林法第7条の2（10年計画）
都道府県の森林関連施策の方向 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等 市町村森林整備計画の指針	国有林の森林整備、保全の方向 伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等

適合して

< 市町村 >

市町村森林整備計画
森林法第10条の5（5年ごと10年計画）
市町村が講ずる森林関連施策の方向 森林所有者等が行う伐採、造林、森林保護等の規範

適合して

< 森林所有者等 >

森林経営計画
森林法第11条（5年計画）
森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う森林について、自発的に作成する具体的な伐採・造林、森林の保護、作業路網の整備等に関する計画